

京都府仏教連合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、京都府仏教連合会（以下「本会」という。）と称する。

(構成)

第2条 本会は、第3条の目的に賛同し、京都府内に所在する次の各号の会員をもって構成する。

- 1 市・郡・区・町・村などにおける地域単位の仏教会（以下「単位仏教会」という。）に所属する寺院・教会
- 2 宗派・本山又はそれに準ずる寺院及びそれらの出先機関（以下「宗派・本山」という。）

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員自らの教化活動を実践するとともに、仏陀釈尊の教えを基調とし、会員相互の緊密な連携のもと、時代に即応した教化伝道を中心とする事業の推進によって、地域社会の向上と平和の顕現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 1 仏陀釈尊の鑽仰に関する事項
- 2 会員相互の連携と親睦に関する事項
- 3 諸官庁及び関係諸団体との連絡提携に関する事項
- 4 その他目的を達成するために必要な事項

第3章 役員

(評議員)

第5条 本会に、次の各号に掲げる評議員を置く。

- 1 各单位仏教会から推薦された評議員各1人
- 2 宗派・本山から推薦された評議員各1人
- 2 評議員は、評議員会を構成し、会則に規定する事項を審議し、決定する。

(理事)

第6条 本会に、次の各号に掲げる理事を置く。

- 1 評議員の互選で選出された理事16人以内
- 2 理事長が指名する理事1人
- 2 理事は、理事会を構成し、重要事項を審議し、決定する。

(理事長)

第7条 本会に、理事長1人を置き、理事の互選によって定める。

- 2 理事長は、理事会の議長となり本会を代表する。
- 3 理事長に事故あるときは、事務総長がその職務を代理する。

(監事)

第8条 本会に、監事2人を置く。

- 2 監事は評議員の互選で選出し、会計を監査する。

(任期)

第9条 本会の役員の任期は2年とし、補充による者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、前項の規定にかかわらず、単位仏教会及び宗派・本山の役職を退いたときは、同時に本会の役職も退任するものとする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が定まるまで、その職務を行うものとする。

第4章 会議

(招集)

第10条 理事会は、年2回開催するものとし、理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して請求のあったときは、臨時に理事会を招集しなければならない。

- 2 評議員会は年2回開催するものとし、理事長が招集し、その議長は会議のつど出席評議員の互選によって定める。

(定足数と議決の方法)

第11条 理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ議事を審議、議決することができない。

ただし、代理人をもって出席とみなす。

- 2 理事会の議決は、会則に別段の定めがない限り、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 評議員会は、第1項及び前項の規定を準用する。この場合においては「理事会」を「評議員会」と「理事」を「評議員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第5章 入会・退会

(入会)

第12条 寺院・教会が入会する場合は、単位仏教会に加盟しなければならない。なお、この場合単位仏教会から理事長に報告するものとする。

2 単位仏教会及び宗派・本山が入会する場合は、所定の手続きを経た後理事会の議を経て決定する。

(退会)

第13条 寺院・教会が退会する場合は、その旨を単位仏教会に届け出なければならない。なお、この場合は届け出を受けた単位仏教会は、理事長に報告するものとする。

2 単位仏教会及び宗派・本山が退会する場合は、その旨を理事長に届け出なければならない。

3 退会に際し、既納の会費及び負担金等は、返還しない。

第6章 事務総局

(事務総局)

第14条 本会の事務処理をするため、理事長所在地に事務総局を置く。

(事務総長)

第15条 事務総局に理事の中から理事長が指名する事務総長1人を置く。

2 事務総長は、理事長の命を受けて事務総局を掌理する。

(事務総局員)

第16条 事務総局に、事務総長が指名する事務総局員若干人を置く。

2 事務総局員は、事務総長の指揮を受け事務を処理する。

3 事務総局員の任期は第9条の規定を準用する。

第7章 財務

(収入財源)

第17条 本会の運営経費は、会費及び負担金その他の収入を以て支弁する。

(予算・決算)

第18条 本会の予算・決算は、理事会が審議し、議決する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 補則

(会則の変更)

第20条 本会則を変更しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を得なければならない。

(運営細則)

第21条 本会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、結成の日（昭和62年9月11日）から施行する。
- 2 本会結成当初の会員は、結成の日（昭和62年9月11日）における賛同書をもって会員とする。
- 3 本会結成当初、単位仏教会に未加盟の寺院・教会は、この会則第2条第1号にかかわらず、当分の間入会届をもって会員とする。
- 4 本会結成当初の理事は、結成総会（昭和62年9月11日）によって承認された者をもってあてる。
- 5 本会結成当初の役員任期は、昭和64年3月31日までとする。
- 6 本会結成当初の年度は、昭和63年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、理事会が承認した日（昭和63年12月12日）から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に理事・監事及び事務総局員である者は、この会則による理事・監事及び事務総局員とみなし、任期は、昭和64年3月31日までとする。
- 3 この会則に基づく当初の評議員は、現在就任している「単位仏教会代表者」及び「宗派本山代表者」をもって充て、任期は、昭和64年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、理事会が承認した日（平成9年7月1日）から施行する。

附 則

- 1 平成23年度の役員は、この会則第9条の規定にかかわらず、京都府仏教連合会会則に関する特例措置（平成23年6月7日施行）第2条により、その任期を平成24年3月31日までとする。
- 2 平成23年度の事務総局員は、この会則第16条第3項の規定にかかわらず、京都府仏教連合会会則に関する特例措置（平成23年6月7日施行）第3条により、その任期を平成24年3月31日までとする。